

「大東市公共交通基本計画」概要版



■ 趣旨

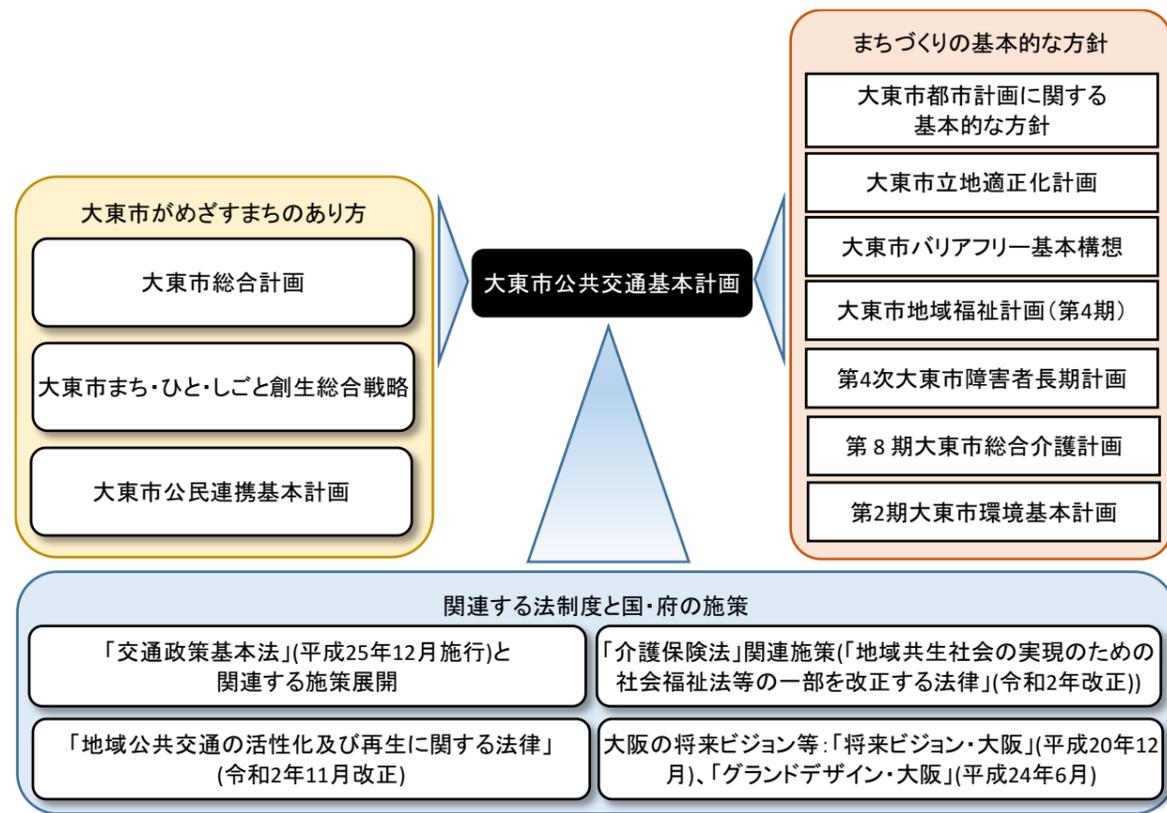
- ・ 地域と公共交通をとりまく環境が大きく変化の中で、公共交通のあるべき姿、参画する主体者とその役割等を明確にし、取り組むべき施策の実現に向けた行動を示す全体計画を「大東市公共交通基本計画」として策定しました。

■ 計画の枠組み

- ・ 計画区域：大東市全域
- ・ 計画期間：10年後を目標とし、短期（3年）、中期（5年）の事業を見通し、社会経済情勢の変化や交通技術の進展を見極めながら、必要に応じて柔軟に見直しを行うこととします。

■ 計画の位置付け

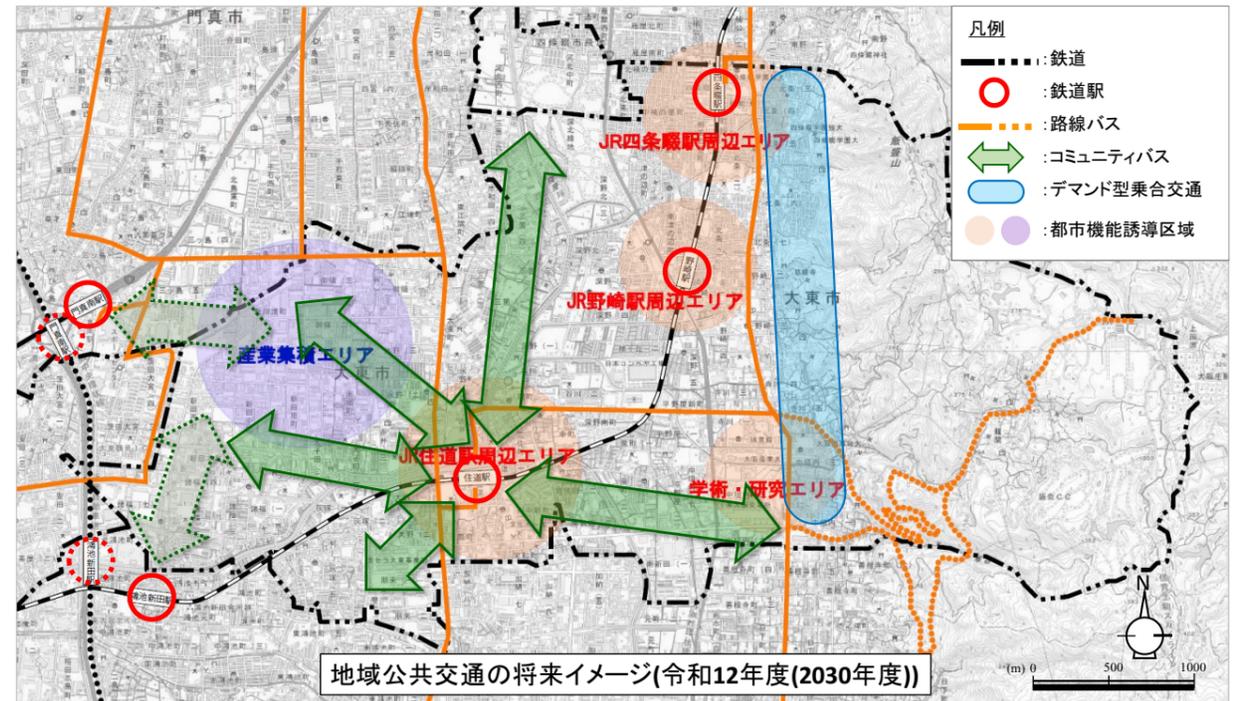
- ・ 本計画は、大東市総合計画に掲げる理念に即して定めるとともに、まちづくり及び公共交通に関連する諸計画との整合性を図ります。また、「交通政策基本法」、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、及び「介護保険法」に基づく施策展開など、国や大阪府の施策展開との連携を図ります。



計画の位置付け

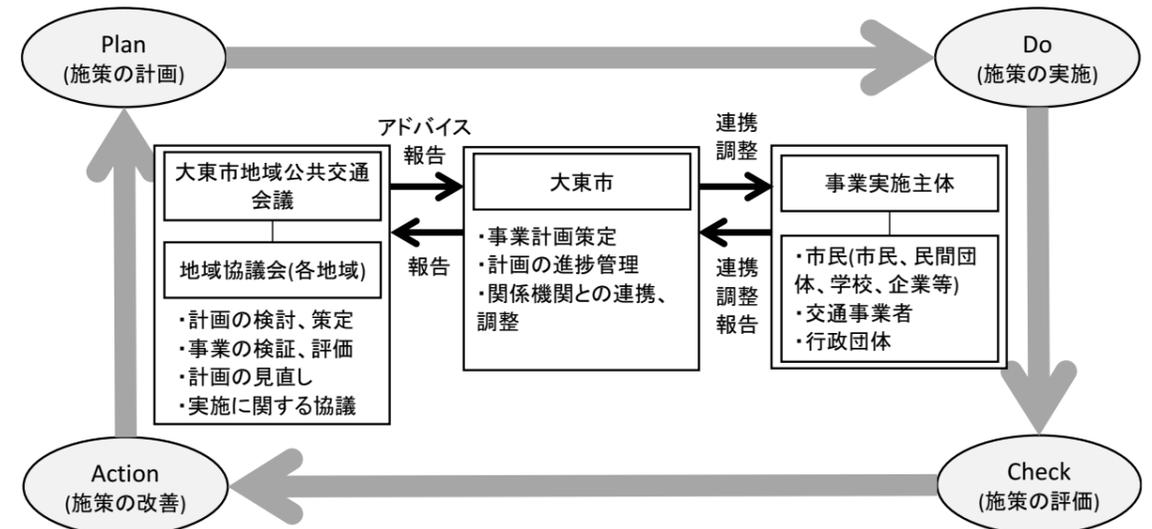
■ 大東市地域公共交通の将来像

- ・ 大東市総合計画でめざすまちづくりなどに寄与し、市民の暮らしを支えるために、大東市の地域公共交通の将来像を目標として、本計画で対象とするそれぞれの公共交通手段の活用を図ります。



■ 計画の推進体制と進捗管理

- ・ 今後は、各施策・事業の実施に向けた方法・役割分担・予算化などについて具体的な検討を進め、地域住民や関係主体との協働によって、持続可能な地域公共交通網の形成とサービスを実現します。
- ・ 進捗状況や効果は「大東市地域公共交通会議」で毎年継続的に評価し、必要に応じた計画の点検・見直しを行い、PDCA サイクルによる計画の着実な実現や計画の柔軟な見直しによる進行管理を行います。
- ・ 施策の具体化や実施に必要な財源については、ここで策定した利用者及び公的負担のあり方に基づいて、国、府からの支援を受けながら市の予算を継続的に確保していきます。



PDCA サイクル概念

■ 地域公共交通政策の基本方針と施策体系

